

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港の給与所得税(薪俸税)-休暇手当

香港『税務条例』第 9(2A)(c)条により、雇用主により支払われた全ての休暇手当は、従業員の課税所得とみなされます。

課税所得の金額は、従業員及び(又は)その家族に手当を支払う際に雇用主が負担した実際の費用に基づいて算出されます。

上記の条例により、以下の要因に関係なく、全ての休暇手当は課税される必要があります。(1) 手当が現金に換金可能か否か。(2) 利益の主な責任が従業員自身のものであるか否か。(3) 手当に関する雇用主の追加費用があるか否か。

旅行の目的が休暇でないことが証明できる場合(例えば、新入社員やその家族の香港への移転、又は雇用終了による社員やその家族の離港)、雇用主からの手当は課税対象ではありません。

簡単に言うと、課税対象は、雇用主によって給与された休暇に関する航空券、宿泊、旅行、食事、交通などの費用です。

休暇を目的とする旅行に関する手当は課税されますが、出張に関する全ての手当は課税されません。出張とは、従業員がその職務を遂行するための旅行を指します。休暇を付帯の目的とし、出張を主な目的とする旅行に対して、税務局はそれに関する利益を課税しません。但し、休暇の部分が明確に判断及び区分できる場合、その部分に関する利益が課税される必要があります。

データソース: 香港税務署ウェブサイト

<https://www.ird.gov.hk/chs/pdf/dipn41.pdf>

参考資料:

「香港税務申告サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa